

平成 29 年度 第 1 回 運営推進会議 式次第

平成 29 年 6 月 7 日 14 : 00～

場所 ヘルシーハイム 会議室

1. 開会の挨拶
2. 委員参加者の紹介
3. 資料の確認
4. 運営推進会議についての説明
5. 平成 28 年度 デイサービス事業報告・活動報告
6. ヘルシーハイムデイサービスご利用アンケート 報告
7. 地域でのお手伝いできる事について
8. 防災について
9. パンフレットについて
10. その他
11. 閉会

2. 委員参加者紹介（敬称略）

	参加者	所属	氏名	ふりがな
1	地域	小倉北区自治総連合会長	福丸 清生	ふくまる すがお
2	地域	北九州市立今町市民センター館長	上野 徹典	うえの てつり
3	市町村の職員	北九州市社会福祉協議会 介護サービス相談員	山下 数代	やました かずよ
4	利用者	北九州市小倉北区	山村 敏子	やまむら としこ
5	利用者	北九州市小倉北区	市川 朋子	いちかわ ともこ
6	特養入所のご家族	北九州市小倉南区	樋口 一清	ひぐち かずきよ
7	ヘルシーハイム	居宅介護支援事業者	牛島 恵子	うしじま けいこ
8	ヘルシーハイム	所長	神寄 秀行	かんざき ひでゆき
9	ヘルシーハイム	生活相談員	永松 加寿子	ながまつ かずこ
10	ヘルシーハイム	生活相談員	弓掛 彩	ゆみかけ あや

3. 資料確認

お手元の資料をご確認下さい。

4. 運営推進会議主旨説明

運営推進会議は、介護保険法上の地域密着型サービスの中に設置される事となっています。

地域密着型サービスについて

(1) 地域密着型サービスとは：高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように創設されたサービスで、以下の類型があります。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 認知症対応型通所介護（介護予防）
- ③ 認知症対応型共同生活介護（介護予防）
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑤ 地域密着型通所介護（平成28年4月から）
- ⑥ 夜間対応型訪問介護
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護（介護予防）
- ⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

(2) 地域密着型サービスになることによる変更点

地域密着型通所介護に移行する場合は、地域密着型サービスに位置付けられるため、より一層の地域との連携が求められることとなります。今までの居宅サービスと比べ、以下の点が変更となる予定です。

① サービス利用者の制限

原則として北九州市の住民（介護保険の被保険者）だけがサービスを利用できます。

② 運営推進会議の設置及び開催

地域との連携や事業所**運営の透明性確保**の為、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、概ね6ヵ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また、会議録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。運営推進会議は、当該事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置されるものであり、厚生労働省令で定められていることから、当会議が必要な回数開催されていない等、適正な開催がされていない場合は、基準違反として、指導の対象となります。

参考資料

北九州市ホームページ www.city.kitakyushu.lg.jp

地域密着型通所介護等への移行に係る事業所説明会

説明会配布資料(平成 27 年 12 月 14 日)

5. 平成 28 年度ヘルシーハイムデイサービス事業報告・活動報告

平成 28 年 4 月より、地域密着型通所介護へ移行の為、定員 1 日 18 名に変更となりました。それに伴い、運営推進会議を実施することとなり、昨年と今年度の開催に至りました。今後も 6 ヶ月 1 回の頻度で開催致しますので、ご協力お願い致します。

現在、デイサービスにおけるサービス提供時間は、変更なく 9:00～17:00 となっております。それに合わせ早勤、日勤の体制をとっています。

日課サービスとしては、送迎・入浴・昼食・文化レクリエーション・運動レクリエーション・機能訓練・学習療法・おやつ・カラオケ等を行っております。

機能訓練に関しては集団訓練のほか、機能訓練指導員等のもと、新たに取り組みを開始しました。平成 29 年 5 月より個別機能訓練加算 I の算定を開始しました。これは要介護のご利用者様が対象となっております。続いて 6 月より運動器機能向上訓練加算の算定を開始しました。これは要支援のご利用者様が対象となっております。運動レクリエーションでは、集団での体操・ゲームを行っております。ご利用者様にデイサービス利用時の運動プログラムの一環として、継続して実施しています。

文化レクに関しては、午前中入浴から昼食までの間、昼食後から運動レクの間で行っております。

引き続き、音楽教室・アロママッサージ・フラワーアレンジメントを外部委託により実施しています。

昼食前は、健口体操を実施し、帰園前にヘルシー体操を行っております。

新規のご利用者様のために事前の体験利用を行っております。更に居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携を強めるための訪問活動、年に 1 回参加している今町市民センターでの文化祭での地域交流、ご家族との面談等を引き続き継続します。また、現在ご利用されているご利用者様に対してもご家族・ご本人様と面談の機会を増やし、機能訓練も含め個々に満足して頂けるようなサービス提供を実施していく予定です。

・平成28年度 利用者推移

	要支援Ⅰ	要支援Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計	1日平均	稼働率%
4月	50	38	93	47	72	31	6	337	11.2	62.4
5月	50	36	94	46	66	33	3	328	10.6	58.8
6月	45	53	105	30	80	26	2	341	11.4	63.2
7月	43	46	106	38	76	32	3	344	11.1	61.7
8月	34	51	87	30	97	21	4	324	10.5	58.1
9月	46	54	86	28	100	25	9	348	11.6	64.4
10月	48	58	92	15	88	26	12	339	10.9	60.8
11月	34	53	96	29	80	20	10	322	10.7	59.6
12月	43	65	106	27	79	28	17	365	11.8	65.4
1月	50	55	104	21	73	34	17	354	11.4	63.4
2月	48	42	93	21	39	23	14	280	10.0	55.6
3月	64	41	102	26	62	33	15	343	11.06	61.5
計	555	592	1,164	358	912	332	112	4,025	11.02	61.2
月平均(人)	46.3	49.3	97.0	29.8	76.0	27.7	9.3	335.4		

・デイサービスセンター (単位:名)

職 種	管理者	相談員		看護		ケアワーカー		機能訓練指導員		計
		正	契	正	契	正	契	正	契	
27年度末	1	2	0	1	1	3	1	1	0	10
入社	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
異動										
増	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
退社	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
28年度末	1	3	0	2	1	2	0	0	0	9
28年度末派遣職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※生活相談員3は生活相談員及びケアワーカーと兼務である。

※H29.1.4 看護(契約)育休より復職。

※H29.3.31 現在相談員1名育休中 (H29.11.13.復職予定)

- ・ 駅弁の日一覧（平成 28 年度実施）※8 月は夏祭りの為、中止

4 月	鳥取府	鳥取駅 元祖かに寿し
5 月	奈良県	奈良駅 なら茶々茶弁当
6 月	福井県	敦賀駅 敦賀寿司弁当
7 月	大分県	大分駅 とり天弁当
9 月	神奈川県	横浜駅 中華弁当
10 月	群馬県	高崎駅 上州舞茸弁当
11 月	茨城都	水戸駅 牛そばろ弁当
12 月	山梨県	大月駅 特選弁当しめじ御飯
1 月	広島県	広島駅 もぐり寿司弁当
2 月	三重県	松坂駅 特選牛肉弁当
3 月	鳥取県	鳥取駅 元祖かに寿し

- ・ 年間行事のご案内

添付のくじら通信をご参照下さい。

- ・ 学習療法の取り組み状況

(1) 学習療法とは

東北大学の川島隆太教授を中心とする産・学・官の共同研究チームによって研究・開発され、認知症予防・改善する効果が科学的に証明された唯一の非薬物療法です。音読と計算を中心とする教材を用いた学習を、学習者と支援者がコミュニケーションを取りながら行うことで、学習者の認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能などの前頭前野機能の維持・改善を図るものであると定義されています。

(2) 学習療法について

教材のランクがあり、読み・書きともに A～D の区分があり、各々、1～6 段階に分かれています。A1 が最も優しく、D6 が最も難しいとなっています。半年に一度検査を行い個々にランクの教材を実施しています。教材費として、別途 2000 円頂いております。

「読み書き・簡単な計算・数唱」をすることで、認知症の予防・改善を目指しています。毎日 13:00 から 30 分、希望者様に実施しております。

学習療法実施者様 8 名

・機能訓練の取り組み状況

集団体操や、利用者様の状態に合わせた個別での機能訓練を実施しています。

現在、行っている訓練内容として

- (1)集団体操：①下肢筋力の維持・向上を目的とし、ボールを使用しての太ももの内側の筋力訓練、セラバンドを使用しての太ももの外側の筋力訓練、重錘を使用して下肢への負荷をかけての筋力訓練、膝を軽く曲げてのハーフスクワットにより、下肢の筋力訓練
②起立の確認、筋力維持のための起立訓練
③足関節の可動域の維持のための、かかと上げ運動
- (2)歩行訓練：ご利用者様の日常生活での移動範囲に合わせ、園内や園外、平行棒内での歩行訓練を実施
- (3)階段昇降：ご自宅での階段・段差等がある場合、階段の上り下り能力を維持できるように実施
- (4)マッサージ・関節可動域訓練：関節の動く範囲で機能訓練指導員のもと痛みや違和感を起こさないように実施。
- (5)矯正台：立位姿勢を矯正するため、正しい姿勢を取り、5分間実施
- (6)手指巧緻動作訓練：指の細かい動作能力の維持・向上を図る為に実施
- (7)基本動作訓練：日常生活に必要な動作訓練(ベッドからの起き上がり等)を実施
- (8)骨盤底筋体操：骨盤を締め、尿漏れなどの予防を行う為に実施

機能訓練実施者の内わけ（ご利用者様1名に対し、内容を複数設けています）

- ・集団体操 25名
- ・歩行訓練 10名
- ・階段昇降 5名
- ・マッサージ・可動域練習 2名
- ・矯正台 1名
- ・基本動作訓練 1名

機能訓練実施者様 30名（平成29年5月）

運動器機能訓練実施者様 7名（平成29年6月開始）

・デイサービスご利用者様の独居率の割合：約 23%（利用登録者 43 名中）

・今町	4名	→平成 27 年度	4名
・田町	1名	→平成 27 年度	1名
・中井	1名	→平成 27 年度	0名
・沼緑町	1名	→平成 27 年度	0名
・熊谷	1名	→平成 27 年度	0名
・北方	1名	→平成 27 年度	1名
・大島	1名	→平成 27 年度	1名
・三郎丸	1名	→平成 27 年度	1名
・松尾町(八幡東区)	1名	→平成 27 年度	1名
・南丘	0名	→平成 27 年度	3名
・城野	0名	→平成 27 年度	1名

計 12 名

→平成 27 年度計 13 名

→独居のご利用者様に対する対応

- ・安心情報セットの配布・設置・更新
- ・デイサービスを休まれた時の状況確認

6. ヘルシーハイムデイサービスご利用アンケート 報告

目的：デイサービス事業の提供にあたり、ご利用者様、ご家族様にアンケートにてご意見を頂くこと

実施：平成 29 年 3 月、方法はアンケートを用いて、選択式で実施

回収：配布 33 名、回収率 45%、回収 15 名

アンケート内容及び結果：

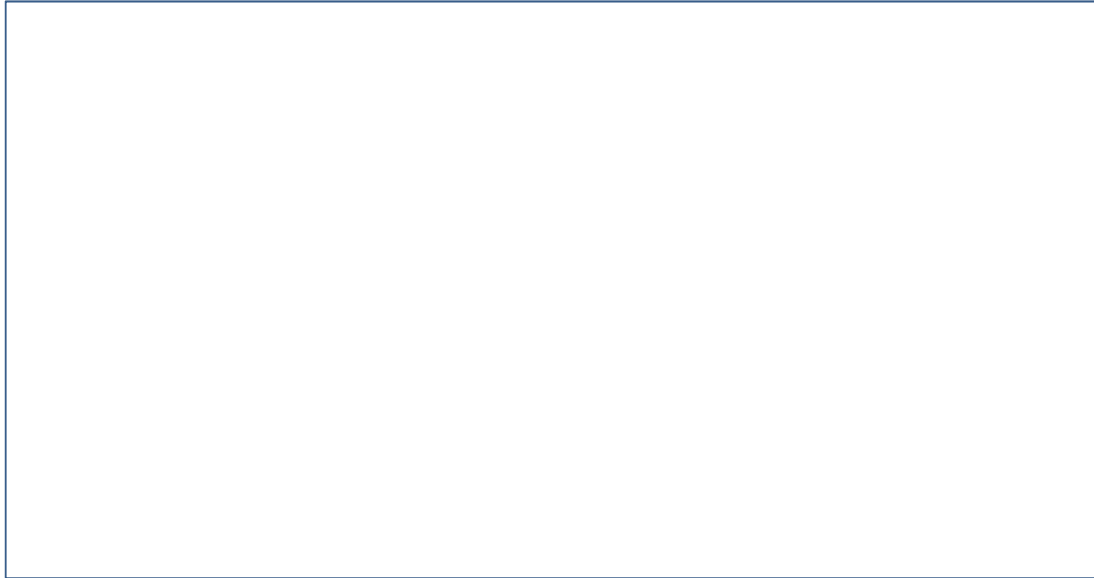
1. 食事についてお尋ねします。お食事については、満足いただけているでしょうか？
→①満足(12名) ②まあまあ満足(2名) ③やや物足りない(1名) ④物足りない(0名)
2. 入浴についてお尋ねします。入浴については、満足いただけているでしょうか？
→①満足(10名) ②まあまあ満足(1名) ③やや物足りない(0名) ④物足りない(0名)
3. 送迎についてお尋ねします。送迎については、満足いただけているでしょうか？
→①満足(14名) ②まあまあ満足(1名) ③やや物足りない(0名) ④物足りない(0名)
4. その他、ご意見等をお願い致します
→総評
 - ・入浴は家で入れないので助かっています
 - ・スタッフの方の対応については、大変感謝しております
 - ・大変満足しております
 - ・私の身には余る日常です・感謝しています
 - ・足浴をして頂いて満足しております
 - ・夏は冷たい麦茶・冬は熱いお茶を一杯ほしいです

結果およびまとめ

今回のアンケートは、入院やショートステイ利用、施設入所等により、全利用者様に配布はできませんでした。入浴の回答数が少ないことは、全員入浴をされている訳ではない為です。食事は1名が経管栄養となっています。内容に関しては質問に対し、満足という回答が多い結果となりました。回答を踏まえ、より良いサービス提供ができるよう、取り組んでいきます。

7. 地域でのお手伝いできることについて

当事業所は地域密着型サービスとなり、より一層の地域との連携が必要となります。今後、より良い運営を行うにあたり、皆様からご意見を頂ければと思います。



8. 防災について

当施設は計画に基づき防災管理等を行っています。添付の消防計画に防災に関する内容の記載がありますのでご覧下さい。

9. パンフレットについて

パンフレットを作成致しました。施設やデイサービスの概要や取り組みを記載しておりますので、添付の資料をご覧ください。

**社会福祉法人 南風会 特別養護老人ホーム
ヘルシーハイム 防災計画**

第1章 総 則

第1節 目的及びその適用範囲

【目的】

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、社会福祉法人 南風会 特別養護老人ホーム ヘルシーハイムの防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

【適用範囲】

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、当施設に勤務し出入りする職員又は、出入りする関係者全ての者とする。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

【管理権原者の責任等】

第3条 管理権原者は、施設長とし、施設内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、消防計画を作成（変更）する場合は、防火管理者に対し、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

【防火管理者】

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- ① 消防計画の作成及び変更
- ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- ③ 火災予防上の自主点検・点検の実施と監督
- ④ 防火対象物の法定点検の立会い
- ⑤ 消防用設備等の決定点検・整備及びその立会い
- ⑥ 改修工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- ⑦ 火気の使用、取扱いの指導、監督
- ⑧ 収容人員の適正管理
- ⑨ 従業員に対する防災教育の実施

- ⑩ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- ⑪ 管理権限者への提案や報告
- ⑫ 放火防止対策の推進

第3節 消防機関との連絡

【消防機関との連絡】

第5条 管理権原者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- ① 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届けること。
- ② 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- ③ 自衛消防訓練実施の通報
訓練計画に基づき、自衛消防訓練を実施するときに防火管理者が消防機関に通報すること。
- ④ 防火対象物の点検報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- ⑤ 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- ⑥ その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続を行うこと。

【防火管理維持台帳の作成、整備及び保管】

第6条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておくものとする。

第4節 防火管理委員会

【防火管理委員会】

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会を置く。

2 防火管理委員会の構成は別表1のとおりとする。

- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定するものとする。
- 4 会議は、4月と10月に行い、次の場合は、臨時に開催する。
 - ① 社会的反響の大きい火災、地震などによる被害発生時
 - ② 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認められた時
 - ③ その他
- 5 会議の主な審議事項
 - ① 消防計画の変更に関すること。
 - ② 防火・避難施設、消防用設備等の設置・維持管理に関すること。
 - ③ 自衛消防隊の実施細部に関すること。
 - ④ 自衛消防訓練の実施細部に関すること。
 - ⑤ 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
 - ⑥ 火災予防上必要な教育に関すること。
 - ⑦ 火災の際の隣接建物との応援協定に関すること。
 - ⑧ その他

第2章 予防管理対策

第1節 日常及び定期に行う火災予防

【予防管理組織】

第8条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

【火災予防のための組織】

第9条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階、所定の区域ごとに防火担当責任者及び、火元責任者をおき、別表2のとおり定める。

【防火担当責任者の業務】

第10条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- ② 防火管理者の補佐

【火元責任者の業務】

第11条 火元責任者は次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の火気管理に関すること。
- ② 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- ③ 地震等における火気設備器具の安全管理に関すること。

④ 防火管理者の補佐

【定期的に自主点検・検査を実施するための組織】

第12条 自主点検・検査を実施する組織は、消防用設備等、建物、火気設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表3のとおり定める。

【建物等の自主検査】

第13条 建物等の自主検査は、別表4の「自主検査チェック表（定期）」に基づき、別表3に定める各点検・検査員が確認するものとし、実施時期は、5月と8月、11月と2月の年4回とする。

【消防用設備等の自主点検】

第14条 消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

① 自主点検は、別表5の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、別表3に定める各点検・検査員が点検するものとする。

② 実施時期は、5月と11月とする。

【防火対象物の法定点検】

第15条 防火対象物の法定点検は、点検業者（株）ハッセイに委託して行うものとする。防火管理者は、防火対象物の点検実施時に立ち会うものとする。

【消防用設備の法定点検】

第16条 消防用設備の法定点検は、点検設備業者（株）ハッセイに委託して、別表6の「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会うものとする。

第2節 報告等

【点検検査結果の記録及び報告書】

第17条 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

【不備欠陥等の報告】

第18条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。

第3節 火災予防措置

【火気等の使用制限等】

第19条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

① 喫煙場所の指定

喫煙場所は次のとおりとする。

ア. 1階新館喫煙所

イ. 1階デイサービス喫煙所（利用者のみ）

ウ. 2階ケアワーカー室横（利用者のみ）

※その他の場所は全面禁煙とする。

② 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、厨房を除くすべての場所とする。

【臨時の火気仕様等】

第20条 当施設内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- ① 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
- ② 各種火気設備器具を設置又は変更するとき
- ③ 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- ④ 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量などを変更するとき
- ⑤ 改装、模様替え等の工事を行うとき

【火気等の使用時の遵守事項】

第21条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- ① 電熱器等の火気設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用してはならない。
- ② 火気設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してからしようすること。
- ③ 火気設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- ④ 火気設備器具を使用した後には、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること。
- ⑤ 禁煙場所では、喫煙してはならない。

【施設に対する遵守事項】

第22条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- ① 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
ア. 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
イ. 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
ウ. 避難口等にも請ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- ② 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火設備
ア. 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ. 防火戸に近接して延焼の媒体をなる可燃性物品を置かないこと。

【避難経路区】

第23条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難通路を明示した避難経路区を別図 1 のとおり作成し、自衛消防隊員並びに従業員などに周知徹底するものとする。

第4節 工事中の安全対策

【工事中の安全対策の樹立】

第24条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、必要に応じて「工事中の消防計画」を作成して消防機関に届け出るものとする。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

- ① 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- ② 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- ③ 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- ④ 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- ⑤ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- ⑥ その他防火管理者の指示すること。

第5節 放火防止

【日常の放火防止対策】

第25条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- ① 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- ② 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- ③ アルバイト、出向、パートなどの従業員を明確化し、不法侵入者の監視を行う。
- ④ 監視カメラ等の設置による死角の解消及び死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- ⑤ 火元責任者又は最終の退社する者が火気の確認及び施錠を行う。
- ⑥ 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行う。
- ⑦ 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理、整頓をおこなう。
- ⑧ 駐車場にある車両の施錠の確認を行う。

【周辺で連続放火火災が発生した場合の対策】

第26条 当施設の近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- ① 施設管理者は、施設内外の巡視について回数を増やし、綿密に行う。
- ② 施設退館者は、施錠の確認を確実にを行う。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

【自衛消防隊の設置】

第27条 火災等災害発生時に被害を最小限に止める、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表7のとおりとする。

第2節 権限及び任務

【自衛消防隊長等の任務】

第28条 自衛消防隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように総括し、また消防隊との連携を密にしなければならない。

第3節 自衛消防活動等

【自衛消防隊の任務】

第29条 自衛消防隊の指揮班員は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示、命令の伝達、必要資材の集結及び資料、情報などを確保するとともに、消防隊に協力するものとする。

2 建物関係資料の保管場所は、施設長室とする。

【通報連絡】

第30条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び事務局に火災の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

2 通報連絡係は、次の事項を行うものとする。

- ① 消防機関への通報の確認、隊長への災害状況報告、火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
- ② 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。
- ③ 外部との連絡を行う。
- ④ 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

第31条 自動火災装置設備が作動したときに、非常通報装置から消防機関へ通報された

ときには、消防機関からの着信信号を確認すること。

- 2 誤作動により直接通報された場合は、通報停止ボタンを押し、通報を中止すること。なお、通報の中止が間に合わなかった場合には、送受話器を使用し又は 119 番を行い、誤作動であることを連絡すること。

【消火活動】

第 3 2 条 消火係は、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

- 2 消火活動は、初期消火に主眼をおき活動する。

【避難誘導】

第 3 3 条 避難誘導係は、火災が発生した場合、避難誘導にあたるものとする。

- 2 エレベーターによる避難は行わないものとする。
- 3 避難誘導係の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期すものとする。
- 4 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱防止に留意し、出火階及び上層階者を最優先に避難させる。
- 5 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- 6 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告する。

【安全防護措置】

第 3 4 条 安全防護係は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖等を行うものとする。

【応急救護】

第 3 5 条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

- 2 救護係は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者等を病院に搬送できるように適切な対応をする。
- 3 救護係は、負傷者等の氏名・負傷程度等必要な事項を記録しておかなければならない。

【自衛消防隊の装備】

第 3 6 条 自衛消防隊の装置及び管理は、次によるものとする。

① 装備

I. 隊用装備

ア. 消火器（施設内設置のもの）

イ. 携帯用拡声器

II. 個人用装備

ア. ヘルメット

イ. 警笛

ウ. 携帯用照明器具

② 装備の管理

自衛消防隊の装備は、事務局において管理するものとする。

【自衛消防隊の活動範囲】

第37条 自衛消防隊の活動範囲は、当事業所の管理範囲内とする。

- 2 近接する防火対象物からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動するものとする。

第4章 休日、夜間における防火管理体制

【休日、夜間における予防管理】

第38条 警備員等は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

【休日、夜間における自衛消防活動体制】

第39条 休日、夜間における自衛消防活動組織は、別表8に示すところによる。

- 2 休日、夜間に発生した災害に対しては、次の措置を行うものとする。
 - ① 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、施設内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。
 - ② 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼の状況等の情報及び資料などを速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
 - ③ 休日、夜間に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が全面協力するものとする。

第5章 地震への対応

第1節 地震に備えての予防措置

第40条 各点検・検査班及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために、第2章第1節に基づく各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせて次の措置を行うものとする。

- ① 建設物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- ② 倉庫、事務所内、避難通路、出入口等の棚、備品、器具、什器、物品等の転倒、落下を防止すること。
- ③ 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- ④ 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等について、作動状況の検査を行うこと。

【備蓄品】

備蓄品目	備蓄場所
飲料水・非常食	厨房倉庫、新館倉庫、デイサービス階段下
懐中電灯	事務局、宿直室
携帯ラジオ	事務局、宿直室
医薬品	医務室
衣類	倉庫
携帯用拡声器	事務局

【帰宅困難者】

第41条 事業所の困難者となる従業員及び客等に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保などについて対策をたてておく。

- ① ラジオ・テレビ等により正しい情報を入手し、その情報は、館内放送及び掲示板等により周知する。
- ② 混乱状況及び居住地等を考慮してグループ分けを行い、時差退社計画を作成する。
- ③ 帰宅困難な者のための食料、飲料水を準備する。

第2節 地震時の対応

第42条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

(1) 揺れを感じたら

地震発生から揺れがおさまるまでは、次の事に留意し、自分の身を守ることを優先する。

- ① 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。
- ② 落下物、転倒物から、特に頭部を守る。
- ③ ドアを開けて、避難経路を確保する。
- ④ あわてて外に飛び出さない。
- ⑤ エレベーターは使用しない。万が一乗っている時に揺れを感じた場合は、すべての階のボタンを押して、停止した階に降りる。

(2) 揺れがおさまったら

大きな揺れがおさまったら、職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、必要な出口や通路の安全性を確保したり、出火防止のための措置をとったり、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を速やかに行う。

- ① 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等を行い、各火元責任者はその状況を確認して事務局へ報告すること。
- ② ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- ③ 地震発生時直後は、入所者・従業員の身の安全を守ることを第一とする。
- ④ 全従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、事務局へ報告すること。
- ⑤ 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険

物施設等について点検・検査をし、異常が認められた場合は、応急措置を行うこと。

- ⑥ 各設備器具は、安全を確認した後、使用すること。
- ⑦ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ把握すること。
- ⑧ 事務局員は情報を把握するとともに在館中の安全確保のため次の内容を放送する。
 - ア. エレベーターの使用の制限
 - イ. 落下物からの身体防護の指示
 - ウ. 屋外への飛び出しの禁止

【地震時の活動】

第43条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、本部隊の指揮班員及び通報連絡班員等は、次のことを行うものとする。

- ① テレビ・ラジオなどにより、地震情報の収集に努め、周辺の状況を把握すること。
- ② 事務局員は建物内外の状況を把握し、放送設備を活用して、建物内にいる者に適切な指示を行うこと。

【避難】

第44条 地震時の避難は、次によるものとする。

- ① 従業員を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁際など安全な場所で待機させること。
- ② 入所者・従業員などを避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（2F 食堂）及び避難場所（ヘルシーハイム駐車場）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。
- ③ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
- ④ 避難は、徒歩又は車椅子などにて行うこと。

第6章 風水害・土砂災害（以下、風水害等）への対応

第1節 風水害等に備えての予防措置

第45条 風水害等に備え、日頃から以下のように備えを確保すること

- ① 周辺地域の過去の災害や施設周辺の地形、被災の危険度、施設建物の構造について確認しておく。

【施設周辺の特徴的な地形】

- ・施設西側の竹林崖斜面、紫川流域

【災害に繋がる危険性のある実績】

- ・平成18年台風にて紫川の水量が増水、浸水した近隣住民が避難
- ・平成25年7月施設東側道路がゲリラ豪雨にて冠水、車両が水没

- ② 日頃から施設・設備の維持管理をおこなう。特に排水溝等の清掃は細目におこなう。

- ③ 停電に備えて、懐中電灯はすぐに使えるように、必要数を各階に置いておく。
- ④ 適宜、樹木の伐採、剪定をおこなう。
- ⑤ 入所者・利用者ごとの ADL に応じた避難方法（移動手段）を確認しておく。

第 2 節 風水害等の対応

第 46 条 風水害等が発生した場合もしくは発生の可能性が高まった場合は、次の安全措置を行うものとする。

(1) 災害の危険が迫った場合

- ① 看板、鉢植え、物干し等、転倒すると危険なものは予め倒しておく、または撤去する。
- ② 出入口等のドア、窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面のガラスを保護する。
- ③ 浸水の恐れがある出入口は、必要に応じて、土嚢、止水版等を設置する。
- ④ デイサービス・ショートステイ等の入退所の中止を検討し、家族・関係機関等に連絡調整する。

(2) 警戒態勢の確立

- ① 大雨や台風の接近等が予想される場合、テレビ・ラジオ・インターネット等を駆使し、行政や気象庁等が発表する警戒情報等に留意し、情報収集する。
- ② 施設周辺の点検、見回りをおこない、危険な前触れ、前兆に注意する。ただし、風雨が強まってからの外出は避ける。
- ③ 周辺の風雨の状況等から、災害に備えて必要な職員の参集又は待機を指示し、各職員の役割分担を再確認し警戒態勢を確保する。
- ④ 消火活動、救護活動、避難誘導に必要な物品、避難経路、避難方法、避難場所を確認する。

(3) 避難の決定と避難

- ① 行政等が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」段階においては、施設内の危険な箇所の居室の方を、食堂等のより安全な場所（土砂災害や浸水の被害の無い場所等）へ避難を行う。(別表 9-1)
- ② 行政等が発令する「避難勧告」段階においては、全入所者、職員を対象とし、施設内のより安全な場所（施設内のあらかじめ指定する箇所）へ避難を行う。(別表 9-2)
- ③ 行政等が発令する「避難指示（緊急）」段階においては、行政等の担当部署と連絡を取り合い、施設外避難に関する協議を行うと同時に、避難準備を行い施設内の安全な場所で待機する。(別表 9-3)

連絡先：小倉北区役所総務企画課 582-3301 北九州高齢者福祉事業協会 873-5001

夜間休日：小倉北消防署 582-0119

- ④ 上記の発令の有無に関わらず、施設建物の倒壊等の危険性がある場合や土砂災害の前兆と思われる状況が確認された場合は、行政機関等と連絡を取り合い、近隣の公共

施設等への短期的避難を検討する。

- ⑤ 上記の発令の有無に関わらず、災害等による施設建物の損傷、倒壊が酷い場合には、周辺の施設や病院への長期的非難を検討する。

(4) 避難後の対応

- ① 避難場所についたら、直ちに点呼をおこない、入所者の安否及び状況等を把握する。
 ② 避難者の状況を把握しながら、傷病の有無を確認し、応急的な処置を施しつつ病院での診察、診療等が必要と思われる方については病院への搬送を行う。

第7章 防災教育及び訓練等

第1節 防災教育等

【防災教育の実施時期等】

第47条 防災教育の実施者、実施対象者、実施時期、実施回数は次の表のとおりとする。

			防火管理者	防火担当者	火元責任者
対象者	実施時期	実施回数			
新入正規職員	採用時	採用時1回	○		
正規職員	6月、12月	年2回	○		
	必要の都度	必要の都度		○	○
派遣社員	採用時	採用時1回その他 必要の都度	○		
	必要の都度	必要の都度		○	○
パート	採用時	採用時1回その他 必要の都度	○		
	必要の都度	必要の都度		○	○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

【防災教育の内容】

第48条 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育するものとする。

- ① 消防計画について
- ② 従業員等が守るべき事項について
- ③ 火災発生時の対応について
- ④ 地震時の対応について

- ⑤ 風水害等の対応について
- ⑥ 防火管理マニュアルの徹底について
- ⑦ その他火災予防上必要な事項

第2節 訓練

【訓練の実施時期等】

第49条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

訓練の種類	実施時期	備考
消火訓練	7月・11月	消火器・屋内消火栓の取扱い訓練
通報訓練	7・11月	
避難訓練	7・11月	
その他	5月	左記に加え必要と認められる際にも、安全防護及び応急救護訓練を実施する。
総合訓練	11月	11月に大規模災害を想定した訓練を合わせて実施する

① 訓練の参加者

- ア. 自衛消防隊員
- イ. 正規職員・契約職員から半数以上の者

【訓練の実施結果】

第50条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

付則

- 1、この計画は、平成17年6月1日から施行する
- 1、この計画は、平成19年12月1日に一部変更した
- 1、この計画は、平成22年7月1日に一部変更した
- 1、この計画は、平成24年4月1日に一部変更した
- 1、この計画は、平成26年4月1日に一部変更し、風水害への対応を追記した
- 1、この計画は、平成29年4月1日に一部変更し、土砂災害への対応を追記した

防火管理委員会

別表1

災害対策隊 隊長	施設長	栗田 淳二
委員長(防火管理者 任命)	副施設長	五味 伸治
委員	事務局長	栗田 泉
委員	ケアライフ室	手嶋 信行
委員	ケアライフ室	岡部 正崇
委員	ケアライフ室	早川 典子
委員		
委員		
委員		

火災予防のための組織編制表

別表2

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者
副施設長 五味 伸治	デイサービス 一般浴・特浴含む	デイサービス所長 栗田 淳二	デイサービス 永松 加寿子
	事務局 更衣室・1階倉庫 作業室・面会室 宿直室	事務局長 栗田 泉	事務局員 勝野 千絵
	厨房 食品庫・休憩室	管理栄養士 小池 美枝	管理栄養士 小池 美枝
	2F旧館居室 2Fリネン庫・医務室 申し送り室・休憩室 一般浴・特浴含む	ケアライフ室室長 西村 恵	ケアライフ室 手嶋 信行 ケアライフ室 岡部 正崇 ケアライフ室 早川 典子
	2F食堂・新館居室 談話室	副施設長 五味 伸治	介護支援専門員 山口 公子
	1F託児所・研修室	事務局長 栗田 泉	事務局員 勝野 千絵

自主点検、検査を実施するための組織編成表
別表3

種別	実施区分	点検検査員
自主検査	建物(構造等)	五味 伸治
	防火・避難施設	
	火気設備器具	各火元責任者
	電気設備	五味 伸治
	危険物施設	施設長 栗田 淳二
自主点検	消火器	防火管理者 五味 伸治
	屋内消火栓設備	
	スプリンクラー設備	
	泡消火設備	
	連結送水管	
	自動火災報知設備	
	ガス漏れ火災報知設備	
	放送設備	
	避難器具	
	誘導灯	

自主検査チェック表(年4回 3・6・9・12月)

別表4

実施項目及び確認箇所		検査結果	
建物構造	① 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。		
	② 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	③ 天井 仕上材に、はく落、落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	④ 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	⑤ 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗装等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
	⑥ 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。		
	⑦ 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。		
	⑧ 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。		
防火設備	① 外壁の構造及び開口部等 1 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 2 外壁近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品などを置いていないか。 3 防火戸は円滑に開閉できるか。		
	② 防火区画 1 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 2 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 3 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 4 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 5 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 6 防火ダンパーの作動状況は良いか。		
	③ 廊下・通路 1 有効幅員が確保されているか。 2 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。		
		④ 階段 1 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 2 階段室の内装は不燃材料になっているか。 3 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 4 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
			⑤ 避難階の避難口(出入口) 1 扉の開放方向は避難上支障ないか。 2 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 3 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 4 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。
	⑥ 厨房設備(コンロ、レンジ、フライヤー等)、給湯器等 1 可燃物物品から保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 2 ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 3 油脂を含む蒸気を生じさせる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、定期的に清掃されているか。 4 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 5 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。		
⑦ 厨房器具(ガスストーブ、石油ストーブ等) 1 自動消火装置は、適正に機能するか。 2 火気周囲は、整理整頓されているか。			
		⑧ 電気設備 1 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 2 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 3 変電設備に異音、過熱はないか。	

消防用設備等自主点検チェック票(5月・11月)

別表5

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	① 設置場所においてあるか。	
	② 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	③ 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	④ ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	⑤ 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	① 使用上の障害となる物品はないか。	
	② 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	③ ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	④ 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	① 散水の障害はないか。	
	② 間仕切り、柵等の新設による未警戒部分はないか。	
	③ 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	④ スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	⑤ 制御弁は閉鎖されていないか。	
自動火災報知器	① 表示灯は点灯しているか。	
	② 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	③ 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	④ ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器	① 電源表示は点灯しているか。	
	② 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル	① 表示灯は点灯しているか。	
	② 操作上障害となる物がないか。	
	③ 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	① 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	② 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具	① 避難に際し、容易に接近できるか。	
	② 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくないか。	
	③ 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	④ 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。	
	⑤ 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	① 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	② 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	③ 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適切な取り付け状態であるか。	
	④ 不点灯、ちらつき等がないか。	
備考		
	検査実施者氏名	防火管理者確認

消防用設備等点検計画表
別表6

点検実施月日及び点検 の区分 消防用設備等の種類	点検実施月日	
	機器点検	総合点検
消火器	6月 12月	
屋内消火栓設備	6月 12月	7月
スプリンクラー設備	6月 12月	7月
自動火災報知設備	6月 12月	7月
ガス漏れ火災警報設備	6月 12月	7月
放送設備	6月 12月	7月
避難器具	6月 12月	7月
誘導灯	6月 12月	
連結送水管	6月 12月	7月
排煙設備	6月 12月	7月
自動発電設備	6月 12月	7月

点検設備業者	(株)ハッセイ
住所	北九州市八幡西区市瀬1丁目2番1号
電話番号	631-6600

ヘルシーハイム自衛消防隊

別表7

係名	担当者名	任務内容
自衛消防隊長	施設長	1. 自衛消防隊員への指揮、命令 2. 消防隊との連絡及び情報提供 3. その他、指揮統制上必要な事項
指揮係	副施設長 (防火管理者)	1. 隊長の補佐 2. 自衛消防本部の設置 3. 各係りへの命令伝達並びに情報収集 4. 消防隊の災害現場への誘導 5. その他、指揮統制上必要な事項
通報・連絡係	事務局員	1. 消防機関への通報並びに通報確認 2. 施設内への非常通報(放送)並びに 指示・命令の伝達 3. 関係者(職員、業者)への連絡
消火係	管理栄養士 調理員	1. 出火場所へ直行し、消火器。散水栓等を用いて消火作業を行う。
	居宅ケアマネージャー	2. 消防隊との連絡及び情報提供
避難誘導係	ケアワーカー	1. 利用者のもとに直行し、避難開始の指示及び誘導 2. 避難口の開放と開放の確認 3. 排煙口の操作 4. 避難後の防火扉の閉鎖 5. 避難上障害となる物の除去 6. 未避難者・要救助者の確認及び本部へ連絡
救護係	看護師	1. 避難集合場所での見守り 2. 負傷者の応急処置 3. 消防救急隊との連携及び情報収集
安全防護係	事務員	1. エレベーターの停止と内部確認 2. ボイラーの停止 3. 排煙口の操作
搬出係		1. 非常持ち出し品の搬送と管理

※火災を発見したものは、速やかに他の職員に知らせ、初期消火を行う。

※消火係は出火場所に近い部署の職員で行う事

休日、夜間の自衛消防組織編成表
別表8

1、休日の指揮体制

自衛消防隊 指揮者	特養CW	避難誘導担当
	特養NS	救護担当
	事務局員	通報担当
	デイサービス勤務者	消火・避難誘導担当
	調理員	消火担当

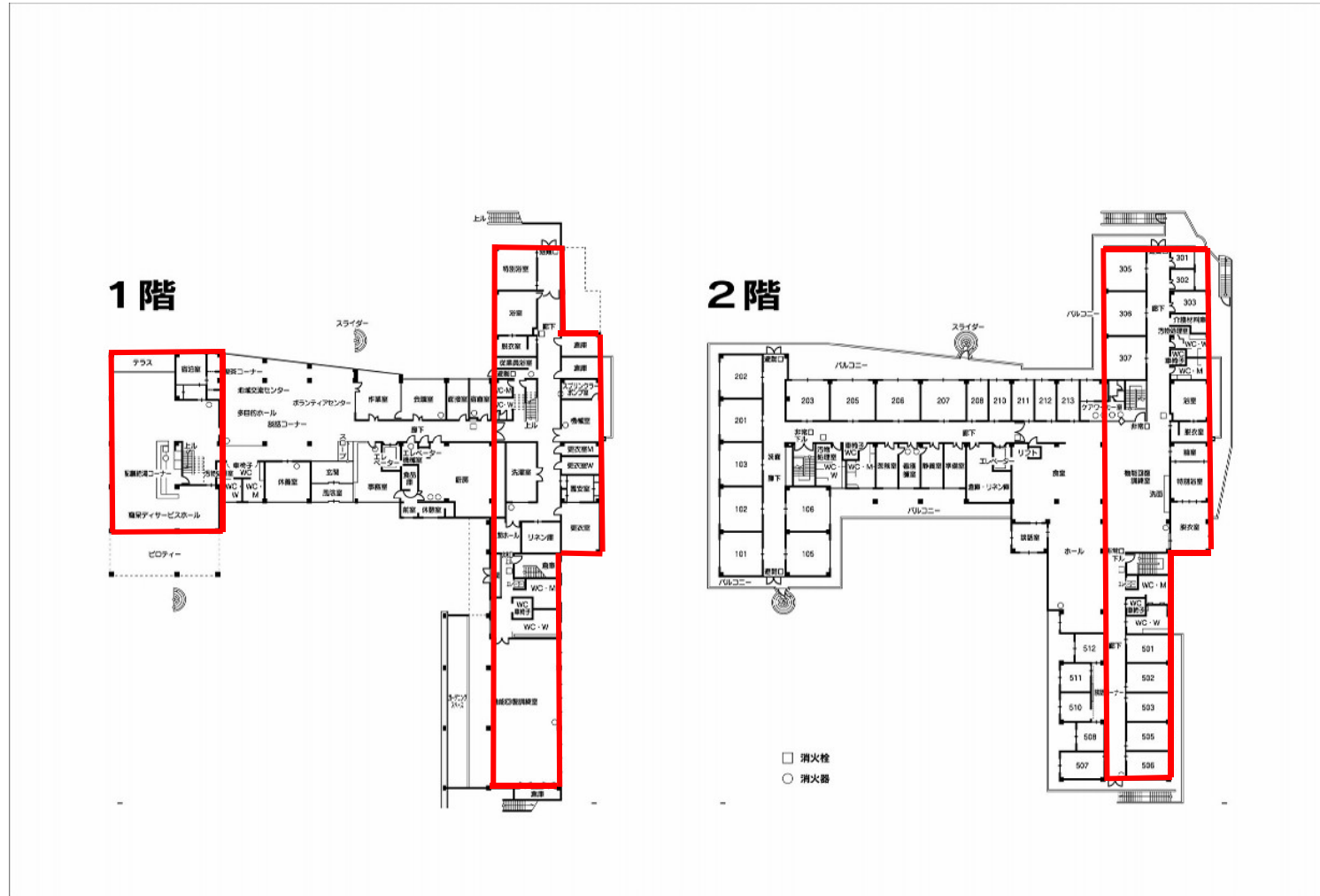
※ 休日出勤者も、消防活動を行う。

2、夜間の指揮体制

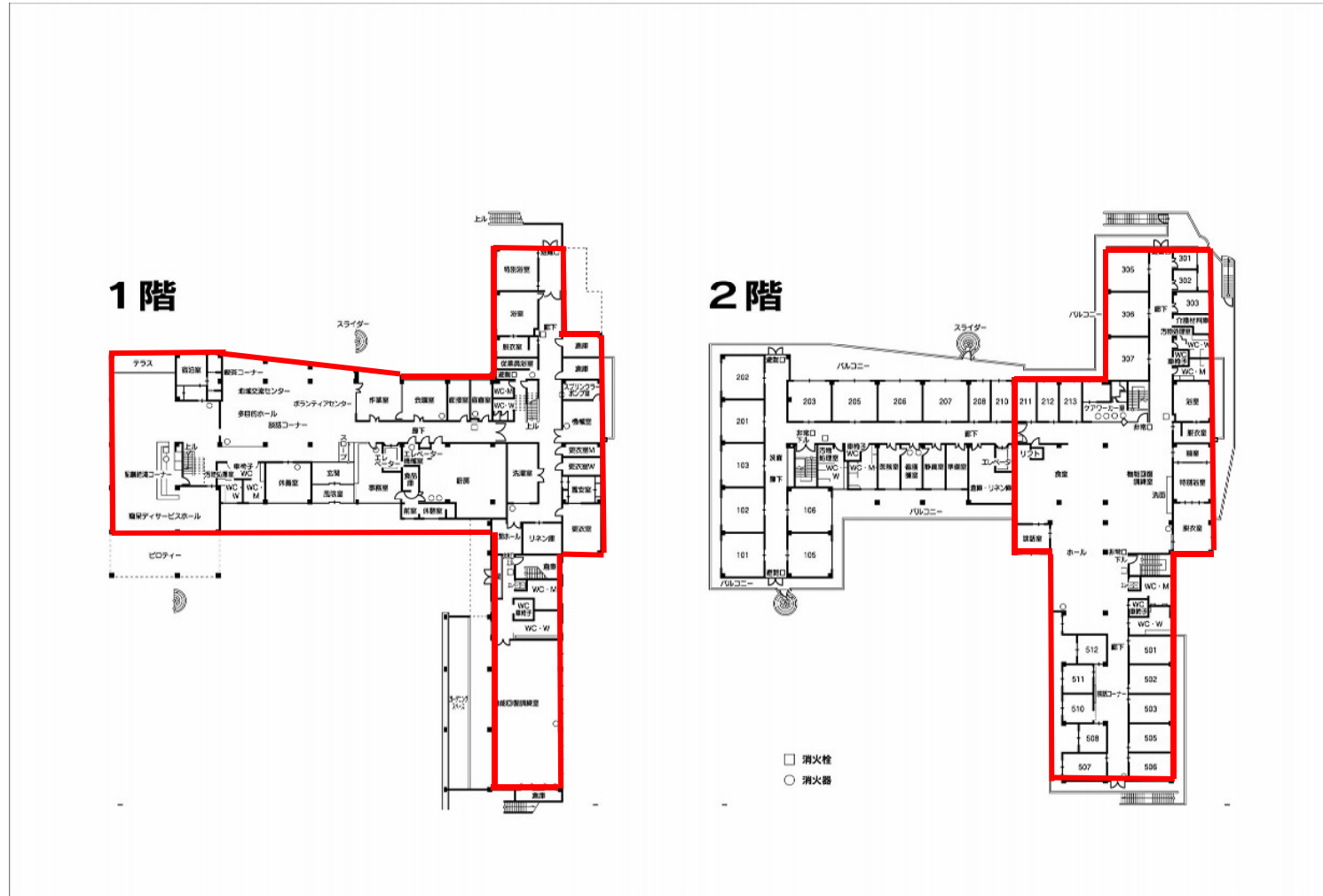
自衛消防隊 指揮者	特養CW	消火・避難誘導担当
	宿直員	通報担当

※ 夜間在館者も、自衛消防活動を行う。

【避難準備・高齢者避難開始発令時】 施設西側の土砂流入、施設東側の冠水を警戒する。赤枠内は立ち入り禁止区域とし、区域内の全ての利用者・職員は赤枠外へ避難する

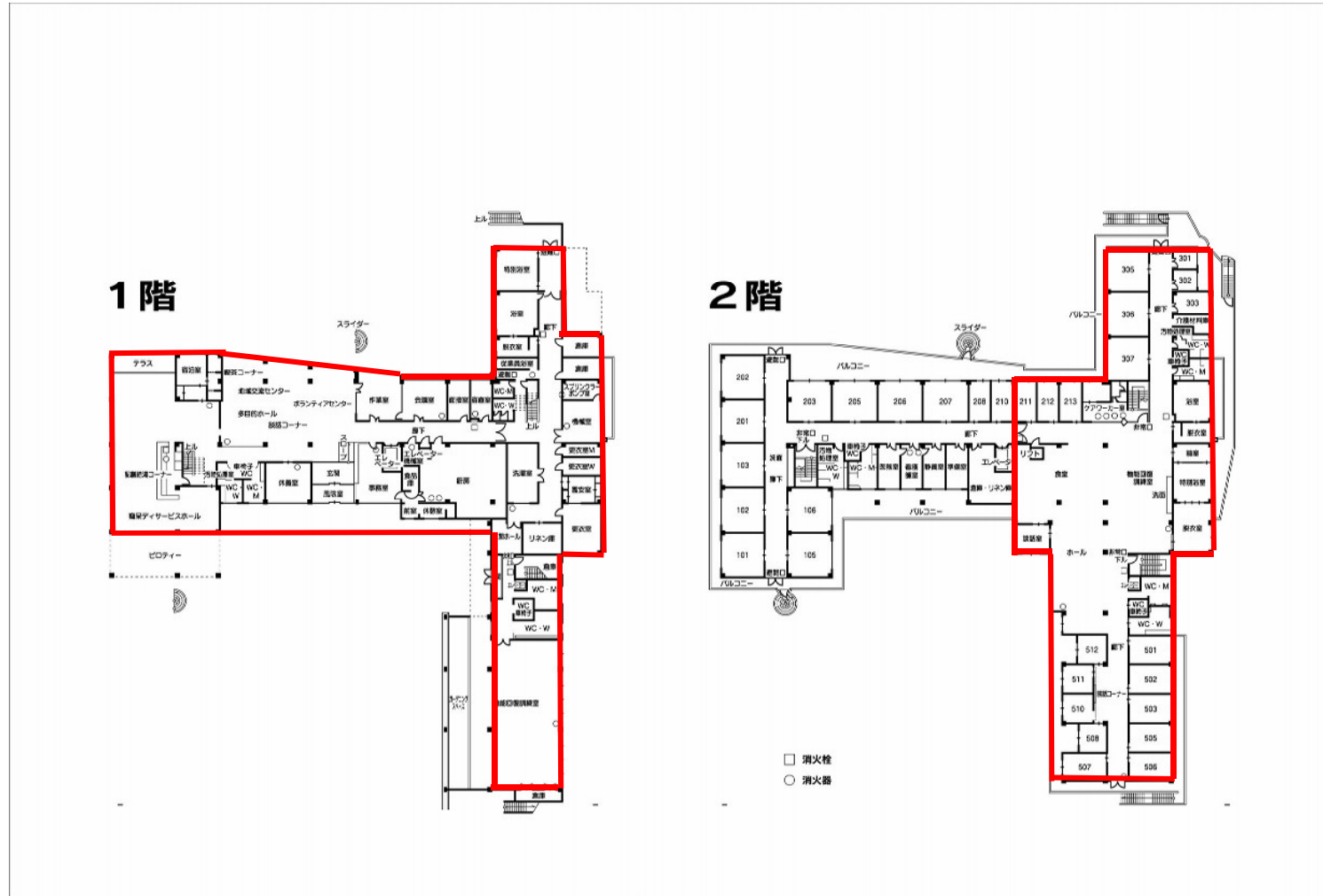


【避難勧告発令時】 施設西側の土砂流入、施設東側の冠水を警戒する。赤枠内は立ち入り禁止区域とし、利用者・職員は全て施設内の赤枠区域外へ避難する



【避難指示(緊急)発令時】

施設西側の土砂流入、施設東側の冠水を警戒し、赤枠内は全利用者・職員の立ち入りを禁止する。施設外避難について関係各所と連絡を取る。



平成 29 年度 第 1 回 運営推進会議 議事録

平成 29 年 6 月 7 日 14 : 00 ~ 14 : 40

場所 ヘルシーハイム 会議室

1. 開会の挨拶

(神寄) 本日はお忙しい所をお集り頂きありがとうございます。平成 29 年度第 1 回の運営推進会議を、開始致します。本日の進行をさせていただきます、ヘルシーハイムデイサービスの神寄秀行と申します。どうぞ、よろしくお願い致します。

2. 委員参加者の紹介

(神寄) 会議の開催にあたり、本日ご出席の方のご紹介をさせていただきます。※全員の所属とお名前の読み上げ。皆様、よろしくお願い致します。本日のこの会議に関しましては、ボイスレコーダーでの録音と写真撮影のご協力頂きたいのですが、皆さま宜しいでしょうか。→皆様、「はい。」と答えられる。

3. 資料の確認

(神寄) では、会議の開始にあたり、資料の確認をさせていただきます。お配りしております、お手元の資料をご覧ください。資料は全部で 10 ページあります。添付資料は、ヘルシーくじら通信、施設パンフレット、学習療法パンフレット、ヘルシーハイム防災計画となっております。ページの抜け落ち等はありませんでしょうか？本日はこの資料にて進行して参ります。

4. 運営推進会議についての説明

(神寄) では議題に移ります。4 の運営推進会議についてですが、資料をご覧ください。

資料の内容を一部抜粋して、ご説明いたします。運営推進会議は、介護保険法上の地域密着型サービスの中に設置される事となっています。地域密着型サービスについてですが、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように創設されたサービスで、以下の①から⑨類型があります。ヘルシーハイムデイサービスセンターは⑤の地域密着型通所介護に該当します。

地域密着型サービスは、今までの居宅サービスからの変更点がり、原則として北九州市の住民だけが利用できるサービスとなること。地域との連携や事業所運営の透明性確保の為に、「運営推進会議」を設置し、概ね6ヵ月に1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。なお、会議録を作成するとともに、その記録を公表しなければなりません。運営推進会議は、当該事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る

ことを目的として設置されるものとなっております。

5. 平成 28 年度 デイサービス事業報告・活動報告

(神埼)次に、平成 28 年度のデイサービスの事業と活動内容の報告を致します。

平成 28 年 4 月より、地域密着型通所介護へ移行の為、定員 1 日 18 名に変更となりました。それに伴い、運営推進会議を実施することとなり、昨年と今年度の開催に至りました。今後も 6 カ月に 1 回の頻度で開催致しますので、ご協力お願い致します。

現在、デイサービスにおけるサービス提供時間は、変更なく 9:00～17:00 となっております。それに合わせ早勤、日勤の体制をとっています。

日課サービスとしては、送迎・入浴・昼食・文化レクリエーション・運動レクリエーション・機能訓練・学習療法・おやつ・カラオケ等を行っております。

機能訓練に関しては集団訓練のほか、機能訓練指導員等のもと、新たに取り組みを開始しました。平成 29 年 5 月より個別機能訓練加算Ⅰの算定を開始しました。これは要介護のご利用者様が対象となっております。続いて 6 月より運動器機能向上訓練加算の算定を開始しました。これは要支援のご利用者様が対象となっております。運動レクリエーションでは、集団での体操・ゲームを行っております。ご利用者様にデイサービス利用時の運動プログラムの一環として、継続して実施しています。

文化レクに関しては、午前中入浴から昼食までの間、昼食後から運動レクの間の時間で行っております。

引き続き、音楽教室・アロママッサージ・フラワーアレンジメントを外部委託により実施しています。

昼食前は、健口体操を実施し、帰園前にヘルシー体操を行っております。

新規のご利用者様のために事前の体験利用を行っております。更に居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携を強めるための訪問活動、年に 1 回参加している今町市民センターでの文化祭での地域交流、ご家族との面談等を引き続き継続します。また、現在ご利用されているご利用者様に対してもご家族・ご本人様と面談の機会を増やし、機能訓練も含め個々に満足して頂けるようなサービス提供を実施していく予定です。

続いて、平成 28 年度 利用者推移ですが、左の縦軸が平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで、上段は左から要支援…、介護…となっております。右の縦軸は 1 日の平均利用者、定員 18 名に対しての稼働率を示しております。職員の入社・異動に関しては、表をご覧ください。

駅弁の日は、月に 1 回駅弁の日を設けています。色々な県の味わって頂く機会として実施しております。内容に関しては表をご覧ください。8 月は夏祭りの行事がございますので、駅弁はなく、11 回となっております。

年間行事に関しては、添付のくじら通信をご覧ください。こちらは施設内で行っております行事を掲載しております。季節行事や特養、ショートステイ、デイサービスなど、

での取り組みとなっておりますので、ご覧ください。最後のページに、基本的な料金の例とヘルシーハイムの特徴を掲載しておりますので、合わせてご覧ください。

次は学習療法の取り組み状況です。パンフレットをご覧ください。

(上段の説明)学習療法は、認知症の予防や改善の効果が科学的に証明された唯一の非薬物療法と言われております。音読と計算を中心とする教材を用いた学習を、学習者と支援者がコミュニケーションを取りながら行うことで、学習者の認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能などの前頭前野機能の維持・改善を図るものであると定義されています。(中段左の説明)簡単な計算をしている時が、色がついた範囲が広く、活性化されている事を示しています。

教材にはランクがあり、読み・書きともにA～Dの区分があり、各々、1～6段階に分かれています。A1が最も優しく、D6が最も難しいとなっております。半年に一度検査を行い個々にランクの教材を実施しています。教材費として、別途2000円頂いております。現在、学習療法を実施されている方は8名で、毎日13:00から30分実施しています。

続いて、機能訓練の取り組み状況ですが、機能訓練は集団体操や、利用者様の状態に合わせた個別で実施しています。現在、行っている訓練内容として集団体操、歩行訓練、階段昇降訓練、マッサージ・関節可動域訓練、矯正台、基本動作訓練、手指巧緻動作訓練、日常生活に必要な動作訓練、骨盤底筋体操があります。

機能訓練実施の方の内わけは以下の通りとなっております。ご利用者様1名に対し、内容を複数設けています。要介護の方には機能訓練を実施し、対象者数は30名。要支援の方には運動器の機能訓練を実施し、人数が7名となっております。

次に、デイサービスご利用者様の独居率の割合ですが、現在利用登録車が43名で、独居の方が12名、約23%となっております。独居のご利用者様には、安心情報セットの配布、設置、更新や、デイサービスを休まれた時の状況確認等を行っております。

6. ヘルシーハイムデイサービスご利用アンケート

(神寄)続いて、ヘルシーハイムデイサービスご利用アンケートの報告を致します。平成29年3月に、デイサービス事業の提供にあたり、ご利用者様、ご家族様にご意見を頂くことを目的として、無記名でのアンケートを行いました。回収率は45%となっております。アンケートの方法は食事、入浴、送迎についての満足度を選択式で回答して頂くことと、ご意見を記述式で回答を頂きました。なお、今回のアンケートは、入院やショートステイ利用、施設入所等により、全利用者様に配布はできませんでした。

回答に関して、入浴の回答数が少ないことは、全員入浴をされている訳ではない為です。食事は1名が経管栄養となっております。

内容に関しては質問に対し、満足という回答が多い結果となりました。回答を踏まえ、より良いサービス提供ができるよう、取り組んでいきます。

7. 地域でのお手伝いできる事について

(神寄)当事業所は地域密着型サービスとなり、より一層の地域との連携が必要となります。今後、より良い運営を行うにあたり、皆様からご意見を頂ければと思います。よろしくお願ひします。

→(福松会長)福丸 清生、小倉北区自治総連合会長をやっております。防災に関してですが、地域の連携、施設の連携、ヘルシーハイムの連携と3つの方法があると思います。今後、何かあった時に皆で協力する体制を整える為にも、地域と防災の訓練に参加して頂けたらなと思っております。南ヶ丘病院もやっていますがサロン活動をやっております。又、ここは保育所と交流はしていますか？お年寄りには子供が好きですから笑顔が増えます。ここだと今町とか南ヶ丘保育所になるのかな？

→(永松)特養で保育所の子供達と交流の機会を作っています。デイサービスでは、今交流の機会がありませんので、今後検討していきたいと思ひます。防災の参加に関してや、地域での活動の件も含め、今度、お時間頂いてお話しさせて頂いてもよろしいでしょうか。

→(福丸会長)はい。お願ひします。

→(永松)ありがとうございます。

→(上野館長)今町市民センターの館長をしています、上野です。市民センターの官報をお配りしていると思ひます。そちらにイベントや教室、行事等を掲載していますので、お電話頂ければすぐ参加できますので、参加して頂けたらと思ひます。よろしくお願ひ致します。

→(永松・神寄)よろしくお願ひ致します。

→(福丸会長)あとですね、もう1点良いですか？梅雨にも入ったし、レクで人気の物があるんですよ。天井から傘をぶら下げて、玉入れ。あとは、ポッキーかな？それを加えて輪ゴムを運んだりね。レクでどうですか？結構盛り上がりますよ。

→(永松・神寄)聞いているだけで楽しそうです。ぜひ取り入れてみたいと思ひます。ありがとうございます。

8. 防災について

(神寄)当施設は計画に基づき防災管理等を行っています。資料は社会福祉法人南風会特別養護老人ホームヘルシーハイム防災計画となっておりますが、デイサービスもこちらの計画を準用しております。なお防災計画は、1章の総則から7章防災教育及び訓練等の構成となっております。添付資料として、防災管理委員会、火災予防のための組織編制表、自主点検検査を実施するための組織編制表、自主点検チェック表、消防用設備等自主点検チェック表、消防用設備等点検計画表ヘルシーハイム自衛消防隊、休日・夜間の自衛消防組織編制表、避難経路を指名した図となっております。

9. パンフレットについて

(神寄)パンフレットを示す。パンフレットを作成致しました。施設やデイサービスの概要や取り組みを記載しておりますので、ご覧ください。

10. その他

(神寄)：これまでの内容について、皆様からご意見や質問はありませんか？

→(山下相談員)：いいでしょうか？防災訓練はしていますか？寝たきりの方の避難誘導者に対して職員が少ないのではないのでしょうか？

→(永松)：施設全体の取り組みとしまして防災訓練は、年に2回実施しております。昼間・夜間の想定で訓練を実施しています。又、前触れなくいきなりサイレンが鳴って訓練を開始する場合がありますので、どんな状況の時でも冷静に対処できるように研修しています。寝たきりの方になりますと、特養・ショートステイが主になってくるのですが、訓練の中でタオルケットなどを巻いて人形にみたてた物をシーツで引っ張って移動するといいますか、色んな想定を考えて、決まった職員配置の中で動きがとれるように練習？研修をしています。

→(山下相談員)：分かりました。大変でしょうけど、安心しました。又、職員の質の向上はどうしていますか？

→(永松)施設全体でいいんでしょうか？はい。虐待防止や事故防止・身体拘束等の各委員会を設置しています。その中で委員会ごとに月1回の会議や研修等も実施し、向上に努めています。他にも外部からマナー向上のために接遇の先生に依頼し接遇研修を年に二回ほど受けています。笑顔の練習や言葉遣い、挨拶の練習等指導受けています。(山下相談員)：自分たちの評価はどうですか？

→(永松)：そういった研修等受ける事によって、お互いにそれぞれ意識しあうという習慣は以前に比べ出来ていると思います。意識することで、段々と変わってくると思っています。

→(山下相談員)：ありがとうございます。あと一つ。ヒヤリハットはどうですか？

→(永松)：デイサービスでいえば軽度者の方が多いからかもしれないですが、件数としては少ないですね。全体ですと1ヶ月に4~5件といったところです。

→(山下相談員)その都度対策はとられていますか？

→(永松)はい。カンファレンスや事故防止委員会の会議の時に職員で対応策を考えたり話し合っています。

→(山下相談員)：はい、わかりました。ありがとうございます。

→(神寄)：他にご意見はないでしょうか？

11. 閉会

(神寄)：以上を持ちまして、平成29年度第1回運営推進会議を終了いたします。ありがとうございます。